



第 2 号

発行人 千葉正士
 編集人 濱野吉生
 日本スポーツ法学会事務局
 〒三五九 埼玉県所沢市三ヶ島二一五七九一五
 早稲田大学人間科学部濱野研究室内
 (電話)〇四二九(四九)八一—一内三七一三(研究室)
 〇四二九(四九)八一—一内三四二九(学科室)
 (FAX) 〇四二九(四八)四三二四

第一回大会開催のお知らせ

本年二月一八日(土)、新宿区西早稲田の早稲田大学国際会議場において、日本スポーツ法学会第一回大会を開催いたします。大会では、自由研究発表会務を処理するための定期総会「スポーツにおける当事者関係の特質」をテーマとする基調講演、シンポジウムをもつことを予定しております。その詳細につきましては、一〇月中旬に会員各位にお送りいたします。なお、自由研究発表を希望する会員は、別紙の「発表要項」にしたがい、事務局にお申し込みください。

部会研究九〇五報生口

さる四月二四日、早稲田大学国際会議場において、三部会の第一回研究会が開催されました。各部会とも、二〇名余(延二五名)の会員が参加し、活発な討議が行なわれました。以下は、それぞれの部会の報告です。

田中右法部会

本部会では、まず監事の佐藤千春(朝日大)が「スポーツ競技における当事者関係——特に民法と固有法との交錯を中心にして——」と題する報告をした。競技団体の規則やルールを固有法とすれば、国家から認められた団体の規則はほぼ国家法といえる状態にあるとし、競技者や審判、団体などの相互関係を民法上の権利・義務と構成した上

で、裁判で規則やルールの違法性を取り上げたり、これらに基づく審査も可能であると述べた。そして、国家法に転化できない固有法はあるのか、あるなら、それは何か、との問題提起がなされた。

続いて、討議に移り、固有法

と当事者の意味が争点となったが、固有法を国家法に対するものと捉え、当事者は、スポーツに特有な関係に立つ者と理解している。千葉会長が説明した。もっとも、国家法が実定法であり、固有法の多くが国家法に組み込まれるなら、固有法の問題は実定法部会でも問題にならう。当事者には権利・義務関係がある者というニュアンスがあるの

で、交渉過程で法的保護が認められる者も含められるように「関係当事者」という用語を提案した萩原会員や、国家法上の権利・義務関係と生ける法における権利・義務関係を対比させた山田会員の意見は傾聴に値する。

裁判所の介入の仕方・範囲

については定説はない。ルールが法学の対象になるか、競技団体の自治に踏み込めるか、宗教団体と対比してはどうか、などの意見が出された。

当事者関係にはルールが影響するので、国内のみならず国際ルールも視野にいたれた法的評価がなされるべきだし、ルールの違うコミュニティスポーツ、大衆スポーツ、競技スポーツとい

う区分を前提に分析をしてもよかるう。濱野会員は、引率型と同志型に登山を分け、後者が裁判上の問題になりにくいのは自己決定の在り方が違うためとされたが、これは分析の重要な指標になりえよう。最後に、千葉会長から、一二月の大会での「当事者関係」というテーマでは、国民スポーツ、競技スポーツ、教育スポーツにおける指導・監督者とこれに服する者との関係を取り上げてはどうかとの提案があった。(佐藤千春記)

一、基調報告 伊藤義教授
(東京女子体育大)

判例回顧・スキー事故・アメリカ判例の流れ・器械体操における高額賠償事件判例を題材にスポーツ事故の判例の変遷および現状の問題点を指摘された。アメリカにおけるウェイバーフォーム免責条項の有効性の議論や、教師は損害賠償を覚悟し、危険な体育授業をしない風潮について興味深い報告がなされた。また、昨年一〇月一八日判決(判時一四〇六一五一)の民間ス

ポーツクラブに一億三千万円余の損害賠償を認めた事件について、①過失相殺に準じて二割減額、②黙示の承諾に証拠なし等、法的論点を挙げ、スポーツ事故について正しい判決が下されるように、当学会として提言できるように、当学会として提言できるような実績をつくることも必要との問題提起がなされた。

二、討議発言

座長より、事故というと、狭く「スポーツ活動中のケガおよび補償問題」と連想されるが、当部会ではスタンスをもっと広く「スポーツに関連するトラブル全般」と捉えたいとの趣旨を提案し、今後の課題として当部会の柱をどう立てるかに關して、具体的な提案と、かつ会員が興味を持つ分野についての発言を求めた。(以下、発言順に内容を簡条書きにまとめた)

①事故による法的責任や賠償問題だけではなく、未然の事故防止の観点から「リスクマネージメント」として取り上げ、体育・医学分野との連携をはかることも大切である。
②判例について、法を曲げた解

決ではなく、法に基づく裁判をすべし、という観点から權威ある批判をしよう。

③体育側としては、事故によってスポーツ指導が萎縮する現実を変える方向を見出していきたい。

④スポーツイベント契約を作るに際しての、放映権・肖像権・免責条項も研究課題としたい。

⑤免責条項については、医療過誤訴訟事件における「手術承諾書」が参考になる。医事法学の研究者との連携や共同研究も大切であろう。

⑥特定・具体的なスポーツを取り上げ、過失の内容や過失相殺等、安心できる基準・ガイドライン作りを目指したい。

⑦例えばスキー事故一五判例でも、双方の弁護士三〇人から生のデータを収集できよう。和解や示談に終わったスポーツ事故も集めて、分析し、事故防止のルール作りも可能ではないか。

⑧スポーツ法学として独立した分野を目指すために、事故場面でのスポーツ条理の研究を

進めると同時に、例えばスキー場での行動ルール作りを統轄団体に提言するといった活動もすべきではないか。

⑨教育法学会では、学校事故問題を永年にわたって研究し、蓄積があるので、例えば「学校事故とスポーツ事故」といった共通のディスカッションの企画を立てて、スポーツ法学としての研究課題の方向づけを求めたらどうか。

三、まとめ

千葉会長より、スポーツ事故の研究を通して、「スポーツの独自性」を明らかにする理論形成を求めたい。当部会の全体的な方向づけとしては、あらゆるトラブルを課題として取り組む形を目標としたい、との発言をもって終了した。(菅原哲朗記)

まず小笠原座長より挨拶があり、本部会の研究課題と当面の研究項目について提言が行われた。
研究課題に關連して、「スポーツ」と「体育」の概念の区別をするべきかどうかの問題提起

があった。とくにスポーツ権の性格を憲法上位位置付ける場合に、「スポーツの定義に重心を置く」と、憲法一三条の幸福追求権に基づく自由権として位置付けられるのに対して、「体育の定義に重心を置く」と、文化的生活を享受する権利、すなわち憲法二五条、二六条の健康権と教育を受ける権利を統合した独自の文化的生存権として位置付けられること、さらに「スポーツ」が「体育」を包含する立場に立つと、複合的な権利の性格をもつものとして理論構成が必要になることが例示された。また、当面の研究項目としては、①スポーツ法学の基礎理論、②スポーツ法の権利論、③スポーツ法と教育(法)、④スポーツ行政・政策・立法、⑤国際スポーツ法があげられた。

次に、斎藤監事より、資料「スポーツに関する実定法」の説明がなされた。日本、アメリカ、フランス、イギリス、カナダを中心に、諸外国の主要なスポーツ法学研究の文献にみられるスポーツに関する法律、判例数などが報告された。

最後に、本部会の研究すべき当面の事項について、参加者全員による討論がなされた。主な論点は、次のようにまとめられる。第一は、スポーツ実定法の分類方法についてである。①法律・命令に加えて自治体の条例・規則を含めるべきこと、②事故安全対策、スポーツ振興など、法の目的による分類があること、③レクリエーション、体育、健康、医事、社会教育などとの関係を分類上比較考量すべきこと、④身体障害者、青少年、老人など、実践者の違いによる分類があること、⑤市民スポーツとエリートスポーツといった分類があること、⑥行財政、施設、団体、競技者、指導者などの違いによる分類があることなど、基準の取り方により多様な分類が考えられることが確認された。

第二は、スポーツ基本法またはスポーツ振興法の整備についてである。日本における現在のスポーツ振興法の検討および欧米のスポーツ法理論の理解を通して、将来的にスポーツ基本法の

立案を推進していくことが提唱された。この場合、①スポーツの権利論、②条件整備の内容、③事故補償法制についての検討がとくに必要であるとの主張があった。また、日本のスポーツ法の現状の理解とその整備が先決であるとの主張もあった。第三は、スポーツ条例に関する研究についてである。法律のレベルからの検討に焦点を当てるだけでなく、実際にある面で立法政策をリードしてきたといえる条例レベルについても研究すべきであるとの主張があった。

第四は、部会名の「実定法」の用語使用の妥当性についてである。「固有法」と「実定法」のほか、「国家法」「個別法」などの用語使用との関係について、どのように理解するかが問われた。これについては千葉会長から、部会名は自由な組替えが可能であるが、当面この名称で具体的な検討を深めていきたいとの説明があった。(斎藤健司記)

固有法部会の座長である森川会員から理事会に対し、部会の研究事項の一つとして、マックス・クンマー(Max Kummer)の『競技の規則と法の規則』(Spielregel und Rechtsregel)を取り上げていきたいとの提案があった。これは、中央学院大学の中村晃紀助教授が『法哲学年報一九七七』中の「研究ノート」で紹介しているが、それによれば、クンマーは「他の社会的対象とは比較にならない程巨大なスポーツという現象が残余の世界と同様『法(Recht)』によって支えられていることを著した者は少ない。更に、あらゆる事柄をその引力と反撥力との緊張関係の中で展開させる中心軸となるのが競技の規則であるという事実は、いまだ薄明の中に置かれてい」とし、競技の規則という「この真に尊大な權威の要求は、本来まず第一に法学者の注意を喚起すべきではなかったか」としながら、所説を展開しているという。興味深い検討課題ではなからうか。

今回の三部会合同研究会では、

スポーツ法当子をめぐっての話題

プロ野球のフリーエージェント制度なども取り上げられることになると思われるが、五月一日・朝日新聞朝刊は、FA問題等研究専門委員会は一四日に最後の会合を開いた後、野球機構実行委員会議長に答申書を手渡したと報じている。この問題については、『スポーツのひろば』

六月号誌上で、大竹憲治プロ野球選手会事務局長が選手側の立場から、「個々の選手がFA導入に向かつて一つになったのが大きいと思います。それ以降、経営側の考えが急速に変わりましたから」と語っている。

実定法部会の研究対象の一つとしてスポーツ権論があり、それに関係する七五年の「ヨーロッパ・みんなのスポーツ憲章」や、七八年のユネスコの「体育・スポーツ国際憲章」はよく知られているが、九二年五月に三二カ国の代表より成るヨーロッパ・スポーツ閣僚会議で採択された「新ヨーロッパ・スポーツ憲章」は案外知られていないようである。これについては、大阪体育大学の池田勝教授が『体協時報』

二月号で紹介しているが、従来の憲章と比較した場合、「スポーツ・フォー・オール」の推進という点では変わりはないが、トップレベルのスポーツやプロスポーツに対する支援までが含まれている点に新憲章の特徴があるといえよう。

第一一回理正会

議事録

九三年四月三日 法政大学

出席者 千葉会長、伊藤副会長、奥島・菅原・諏訪・永井・西村・萩原・濱野・森川理事、小笠原監事、斉藤・佐々木・佐藤・鈴木・中村事務局員

冒頭に現時点での会員数が八三名であることが報告され、議事に入った。

まず「部会の運営に関する件」が討議され、四月二四日(土)に三部会の研究会を早稲田大学で開催することを決定し、各部会の運営については、それぞれの座長に一任することとした。次に「年報に関する件」では、諏訪年報委員長から原案が示され、早稲田大学出版部の責任者

である奥島会員の意見などを参考にして討議がなされたが、年報の内容・経費・販路等について、次回以降の理事会でさらに詰めていくことになった。

続いて「その他」では、第一回大会の会場として、早稲田大学国際会議場を予約したことが報告された後、六月中に発行を予定している会報第二号を会員に送付する際に、会員名簿を同封することとし、次回理事会を五月一五日(土)午後二時より法政大学で開くことを決定して閉会した。

第二一回理正会

議事録

九三年五月一五日 早稲田大学

出席者 千葉会長、伊藤副会長、奥島・菅原・諏訪・西村・濱野理事、小笠原監事、斉藤・鈴木事務局員

冒頭に、事情により会場を早大に変更したことが報告され、八五名であることが報告され、議事に入った。

まず「第一回合同部会開催結果に関する件」が討議され、今回の成果を踏まえ、次回は具体

的な問題であるプロ野球に焦点を当てて研究会を開催することを決定した。

次に「大会に関する件」では、基調講演とシンポジウムに加えて、自由研究発表を内容に加えることとした。

続いて「年報に関する件」では、大会の内容と依頼原稿を二本柱として編集することとし、経費等については引続いて検討していくことになった。

さらに「会報に関する件」では、第二号に掲載する記事を決定した。その後、次回理事会を六月一九日(土)午後二時より法政大学で開くことを決めて閉会した。

恒欄佳木公俊日記

会報第二号をお届けいたします。近々のうちに開催通知をお送りいたしますが、「スポーツ法学をめぐる話題」や「第三回理事会議事要録」にありますように、七月二四日(土)に早大で三部会合同の第二回研究会を開催いたします。多数の会員の参加を期待しております。